

東京大学 基礎演習 (2012.7)

安政真弓

何が夫婦別姓法制化を阻むのか？

目次

序論	1
本論	
1. 日本における夫婦別姓を求める運動の経緯と夫婦別姓を阻む日本社会	2
2. 夫婦別姓を巡って考えるべき6つの問題点	3
3. 子供の姓をどうするか	5
結論	8
注	9
参考文献	18

序論

日本では、結婚した夫婦は民法 750 条ⁱの定めるところに従い、夫の姓か妻の姓のどちらかを夫婦の姓として選択しなければならない。たとえ、夫婦のどちらもが自分の姓を変えたくないと思っても、現行の民法はそれを認めないので、どちらかは自分の意に反して慣れ親しんだ自らの姓を諦めざるを得ない。それを強いられるのはほとんどの場合、夫ではなく妻である。私は自らのある経験を通してⁱⁱ、私自身を含むある女性たちにとって、姓とは、自分がそこで生まれそこに属する家族を示す単なる記号ではなく、名前と共にアイデンティティーの、自分自身の一部を成す大切な欠くべからざるものであることに気が付いた。結婚してからも自らの姓を変更せずに使い続けたいと願う女性の数は次第に増加している。約 30 年前、それらの女性たちは、結婚に際して自分の姓か夫の姓のどちらでも自由に選べる権利を得るため、民法の改正を求めて立ち上がった。「夫婦別姓」という用語も社会に定着した。それから 30 年。2012 年、姓に関して民法は変わっていない。全くもとのままである。本論では、最初に、夫婦別姓の法制化を阻む原因を日本社会の在り方に求め、ここ 30 年にわたる夫婦別姓法制化を求める運動の経緯を概観する中で考えていきたい。次に、現行の制度の中から姓に関する 6 つの問題点を指摘し、夫婦別姓が実現される可能性を探る。最後に、選択的夫婦別姓法制化に関する現在の案と運動のあり方について、子供の姓の観点から検討し、結論を述べる。

本論

1. 夫婦別姓を求める運動の経緯と夫婦別姓法制化を阻む日本社会

現在、日本では次第に多くの女性たちが自分の姓を使い続けたいと願うようになってきているⁱⁱⁱ。主な理由^{iv}は三つある。第一に、結婚の際に姓が変わることは仕事の上で大変不便であること。多くの女性が社会で働くようになっており、職業人として男性と同様に姓で呼ばれ認識されている。そのため、途中で姓が変わることは多くの場合混乱を引き起こす。例えば、研究者の場合などでは、それまで自分の名前で行ってきた研究や発表してきた論文が別の姓になった今の自分となかなか結びつけてもらえない、といった問題がよく生じる。第二に、一人っ子の女性とその親にとって、受け継いできた姓が彼女の結婚によって消滅することは残念であること。結婚によって姓が変わるのは多くの場合夫ではなく妻であり、家名としての姓の存続は非常に困難である。第三に、自分の姓にとっても愛着を持っているためどうしても別の姓に変えたくない、という女性が増えてきていること。これらの女性の多くにとっては、姓は家族名というより個人名なのである。名前と共に自分自身を表す姓を失うことは、自分の体の一部をもぎ取られるようで耐え難いと感じる。民法では、妻が姓を変えなくてはならないと規定されているわけではなく、結婚に際して夫婦が妻の姓を自分たちの姓として選択するのであれば妻は自分の姓を保つことが出来るのであるが、それは非常にまれであり、現実にはほとんどの夫婦が夫の姓を選択している。ここで、見過ごすことのできない重要なことに注意を喚起したい。すなわち、自分の姓を変えたくない妻の多くが夫にも姓を変えさせたくないと思っている、ということである。自分が姓を大切に思うように夫も姓を大切に思っているであろう、自分がどうしても姓を変えたくないように夫も姓を変えたくないであろう、それなのに民法の規定により自分かどちらかが意に反して姓を変えざるを得ない。現在、日本で夫婦が共に自分の姓を使い続けるには二つしか方法がない。すなわち、法律上は結婚しないで事実婚でいくことが一つ、法律上は結婚して姓を変更した方が通称として自分の姓を使い続けることが他の一つである^v。

今から約 30 年前、結婚の際、望まない者に姓の変更を強いる法律は変えるべきだ、と女性たちは立ち上がった^{vi}。「選択的夫婦別姓法制化」を求める運動として、急速に広まっていき^{vii}、世論も変化していった^{viii}。しかし、同様の要求が起こり、姓の自由が当然の権利として認められた多くの国々^{ix}と異なり、日本では夫婦別姓はなかなか認められない^x。2012 年現在、法制化は進まず^{xi}、民法は書き換えられていない。日本と同じく伝統的に家父長権が強く男性優位主義のドイツでは、姓に関して女性が男性と同じ権利を持てるようになるのに時間がかかった。それでも 1993 年に遂に民法は変更された。ほとんどの EU 諸国が夫婦別姓を認めているという事実が EU の主要国としてのドイツに一種の圧力を与え、民法

改正の議論と実現を促したとも考えられている^{xii}。現在、少なくとも先進国の中で、法律によって「夫婦同姓」が強制されている日本は例外的な存在である。

日本では何が選択的夫婦別姓の法制化を阻んでいるのか。国民はこの問題についてどのように考えているのであろうか。日本の各新聞が2009年に行った世論調査^{xiii}では、選択的夫婦別姓の法制化に賛成する人と反対する人^{xiv}の割合は、共にほぼ50%で、正に世論を二分している。賛成する人々は、男性と同じ権利を女性に与えるために民法を変更すべきであると言う。反対する人々は、家族の中で異なる姓の使用を認めると、姓によって強く結びついた家族の絆が弱くなり日本の家族における伝統的な美しい習慣が崩壊するので、現行の民法は変えてはならない、と主張する。女性たちの意見も分かれている。現在でも多くの女性は、家族の姓が一つであり結婚に際して妻が姓を変更する、という現在の家族の在り方に不満を感じていない^{xv}。彼女らの多くは、愛する夫の姓に変わることを喜びとする。更に、若い世代を中心に半数を超える女性が選択的夫婦別姓に賛成しているといっても、自分が結婚する際には夫の姓を選択するだろうという女性が多い。また、日本の家族の伝統を守るべきだとして、法制化を阻むべく立ち上がる女性たちも存在する^{xvi}。

厚生労働省大臣官房統計情報部の人口動態統計によると、2008年に結婚した夫婦の96.2%が、家族の姓として夫の姓を選択している^{xvii}。法的には夫婦は妻の姓を選択しても構わないのであるが、現実上それは非常に困難である。そもそも日本には強い家父長制を基盤とする風習が浸透している。戸主を中心とする家族が一つの単位となり、その各単位が社会を構成するというのが、1898年の明治民法以来の伝統であった^{xviii}。戦後、家制度が廃止され、戸籍も結婚した夫婦が新たに作るという形式に改められた^{xix}にもかかわらず、「籍を入れる」という誤った表現が一般的に使われている^{xx}ことから、今でも家制度が人々の意識の中にあり^{xxi}、姓を変更しない方、すなわち夫が家の長であるとみなされていると言えるのではないか。実際には、姓を変更しない方は、法的には、戸籍筆頭者に過ぎず、家制度が存在しない以上、戸主でもなければ、家父長権が認められるわけでもないのであるが。しかしこうした一般の意識を背景に、多くの男性は姓を変えたくないと思っている^{xxii}。姓を変えることは家族の長であることを諦めることであり、妻に従うことである、こんな屈辱的なことは絶対に嫌だ、と感じる男性も実は多いのではないだろうか^{xxiii}。ともかく現状では、法律と風習によって多くの場合、日本の男性の希望は承認されている。ただ、これらは知らず知らずのうちに男性を縛り、自由な生き方を妨げる一因となっているかもしれない。

2. 夫婦別姓を巡って考えるべき6つの問題点

現行民法は様々な観点から変更が求められる。姓に関して六つの問題点を指摘したい。最初の二点は既にみてきたことであるが、男女平等という観点から真剣に検討すべき問題点として改めて取り上げる。第一に、日本は今でも男性優位主義の伝統が深く浸透してい

る保守的な社会であるということ。日本では家族の長というものが非常に重視されてきた。95%以上というほとんど全ての家族において夫の姓が家族の姓として選択され、夫が家族の長であるとみなされている。今の日本で、妻の姓を夫婦の姓として選択することは非常に困難である。この状況は明らかに男女差別であろう。どちらかの姓を選択するしかない以上、姓の選択には社会の在り方、人々の意識が反映される。ただし、仮に姓の選択が夫の姓 50%、妻の姓 50%になったとしても男女平等とは言えまい。納得してどちらかの姓を選択した夫婦はいいが、どちらかが姓を無理やり変えさせられたという意識を持っている夫婦の中では差別が存在すると言えるからである。選択的夫婦別姓を採用することによってこの問題は解決できると思われる。同一の姓を使いたい夫婦にはそれを認めるし、それぞれが自分の姓を使いたい夫婦にはそれを認めるので、理屈の上では姓の選択に関して皆が満足できるはずである。夫婦別姓を選択する夫婦は、どちらが主でどちらが従であるか、といった微妙な問題からも自由でいられることになるだろう。第二に、戸籍の存在^{xxiv}。先に述べたように日本では結婚すると夫婦の戸籍を作る。この公の文書の最初には戸籍筆頭者が記載され、配偶者、子供が生まれると彼らも順に、同一の姓の下に登録される。戸籍筆頭者はいまだに明治民法下の戸主、すなわち家族の長と考えられているようである。男性が長でありたい、またはあるべきだと、本人が思い、かなりの割合で女性が思い、男性の親の多くが思い、社会が認める。家制度は廃止されたが、「〇〇家の長男」という言い方は今でもよく耳にする。家族は一つの姓の下にまとまっていなくてはならない、という意識を多くの日本人が持っている背景として戸籍の存在が大きいと思われる。夫婦別姓が法制化されたら、大切な戸籍はどうなるのか、日本には戸籍があるから夫婦別姓は無理、と主張する人がいるが、戸籍を廃止しなくても夫婦別姓は可能である。家族全員を登録する戸籍の形態のまま別姓で記入すれば済むことであるし、あるいは家族全員を登録する戸籍を改めて、多くの国で採用されているような^{xxv}個人別の文書にするか、別姓夫婦の夫と妻がそれぞれに戸籍を持ち、自分と姓を同じくする子供を自分の戸籍に登録する方法^{xxvi}などが考えられるであろう^{xxvii}。戸籍制度を改める手続きはコンピューターが発達している現在、そんなに大変ではないと思われる^{xxviii}。第三に、「人格権^{xxix}」について。1988年、ある裁判の判決の中で、最高裁判所は、姓は名前と共に人格の一部であり、人格権と深く結びついている、と述べている^{xxx}。それぞれの判決において述べられた内容は必ずしも他の場合にも有効とは限らないが、人格権というものが司法によって認められるのであれば、姓の変更を法によって強制されることは、人格権の一部であるいわば「氏名権^{xxxi}」の侵害であることになる。立法もこの権利について検討する必要があることになり、選択的夫婦別姓の法制化は法的根拠を持つことになる。第四に、現在、職場での通称使用は広く認められるようになってきていること。働く女性たちの長年にわたる要求、運動、裁判^{xxxii}などによって、今では、官公庁、学校、病院、企業など多くの場所で、結婚後も旧姓すなわち自分の姓を使い続けることが可能になっている^{xxxiii}。通称使用を認めない職場は益々減っていくと思われる。にもかかわらず、民法を改正して法律で認めることだけは出来ない、というのであ

る。第五に、国際結婚の夫婦には夫婦別姓が認められていること。外国人の女性が日本人の男性と結婚する場合、彼女は自分の姓でも夫の姓でも自由に選ぶことが出来る。これは外国人女性だけに特権を与えているわけではなく、一種の外国人差別の結果である。以前であれば、彼女は自分の姓の使用を義務づけられ、夫の姓に変わることも、夫と共に戸籍を作ることも出来なかった。愛する夫と同じ姓を名乗りたいという外国人女性たちの訴えは認められた。その結果、現在、国際結婚の場合には事実上、選択的夫婦別姓が行われているのである^{xxxiv}。外国人女性は姓を選べるのに、日本人女性は姓を選べない。外国人女性と同じ権利が日本人女性には許されていない。第六に、離婚の際には姓を選択出来ること。以前は、結婚して姓を変更していた妻が離婚する場合、旧姓に戻ることが義務づけられていた。離婚によって、長年使い慣れた姓を変更するのは、愛着という点からも、生活上の不便さからも、離婚というプライバシーが世間にさらされるという点からも耐え難く、婚姻期間に使用していた姓を使い続けたいという女性たちの要求は認められた。勿論、嫌になって別れた夫の姓を使い続けるなんてとんでもない、早く旧姓に戻りたい、と願う女性は大勢いる。そこで、現在では離婚に際して、結婚前の姓に戻ること結婚以来使ってきた配偶者の姓を使い続けることも自由となっている^{xxxv}。ところが、同じ権利が結婚に際しては未だに認められないのである。長年使い慣れた姓を変えたくないという同じ理由を主張しているのに、一方では認められ、他方では認められない。

以上、結婚に際しての姓を巡る問題を六つ取り上げたが、それぞれについて十分検討した上で、やはり現行民法は何の問題もなく正しいので絶対に変更すべきでない、ということになるであろうか。実際多くの国々は姓に関する日本政府の頑なさが理解出来ない。国連は以前から日本政府に対して、家族法における男女差別に対してそれを改めるよう勧告を行ってきたが、法による姓の強制は人権侵害であるとして、2009年、夫婦別姓も含めた民法の改正に早急に取り掛かるように、2年以内に経過報告をするようにと強く求めた^{xxxvi}。2009年以來の民主党政権においても夫婦別姓は実現していないし^{xxxvii}、国連の勧告は事実上無視されている。日本はいまだに男性優位主義、男女差別、少数者を排除しようとする画一主義などが深く根を下ろす保守的な社会である。それでも日本の民法の問題に気づき改正に賛成する人々は徐々に増えていくことであろう。それに加えて日本の問題に国連が介入し夫婦別姓の法制化が国際的流れである以上、以前ドイツが国際社会における自国の立場を考えて法制化に踏み切ったように、近い将来、日本も法制化せざるを得なくなるかもしれない。

3. 子供の姓をどうするか

この章では、今まで敢えて触れずに置いた子供の姓に焦点を当てる。1996年(平成8年)の民法改正案要綱について、夫婦別姓法制化運動のリーダーの一人が述べている。「民法改正案要綱において、夫婦別氏の根本趣旨を、婚姻によって氏を改めないという利益を保護

することに絞り、派生的問題、特に子の氏の決定については、子の氏にたいする利益や子の福祉の観点から複数の子の間での氏の統一が決められた。これは、夫婦同氏の原則を維持すべきとの意見も根強く存在することを考慮し、現行制度にできるだけ近い緩やかな改正を目指すのが望ましいとの観点からであったが、それすらも国会の反対意見を崩すことはできなかったというのが当時の状況であった。^{xxxviii} 子供の姓は派生的な問題とされてしまったのである。そこで、本論でも、これまで敢えて子供の姓には触れず現在の案に従って考察してきたわけである。

1996年(平成8年)2月26日、法制審議会で決定された「民法の一部を改正する法制案要綱^{xxxix}」では、結婚の際、夫婦同姓か別姓かを選択し、別姓を選択する夫婦は生まれる子供たちの姓を夫か妻のどちらの姓にするかも決めて申し出ておかななくてはならない、兄弟姉妹で姓が異なることは認めない、とされた。ところが1994年に発表された、夫婦別姓、5年以上の別居を離婚原因に加える、婚外子の相続分差別を廃止する、の三つを柱とする「民法改正要綱試案」においては、夫婦別姓の導入方法としては三つの案が挙げられていた^{xl}。当時、夫婦別姓法制化に中心となって取り組んでいた身分法小委員会などでは、「B案」と呼ばれる、別氏原則(同氏も認める)、子の氏はその出生時に決定、子の氏は統一せず、という案が圧倒的な支持を集めていた。姓を家族名というより個人名と考える立場からは当然であろう。それぞれ自分の姓を深く愛するがゆえに夫婦別姓を選択する夫婦において、個人名としての子供たちの姓が兄弟姉妹で同じである必要はなく、夫にも妻にも、自分の姓を子供の姓として平等に与えられる権利が認められることが望ましいとされていた。姓を個人名と認めるならば、この考えに矛盾は無い^{xli}。当時はこの考えに対して、反対派から猛烈な攻撃がなされていた^{xlii}。感覚として、姓を家族名としか認められない人々にとって、非常な違和感を抱かせ不安にさせる考えであったろうことは想像に難くない。家族の中で夫婦の姓が異なることも認めたくない反対派は、子供たちが異なる姓を持つことに関しては、主として、次のように主張した。家族の一体感を保つために家族は一つの姓に統一されなくてはならないが、子供たちが兄弟姉妹で異なる姓を持つことは、子供の福利という観点からも許しがたいことである、子供がかわいそうとは思わないのか、きっと学校でいじめにあうであろう、子供たちを不幸にして構わないのか。このような主張をする大人は、そのような少数者を自分がどうしても認められず、少なくとも心のうちでは差別し排除しようという意識を持ってしまうので、その思いを投影する結果、子どもたちに同情するような発言をし、妨げようとするのであろう。彼らに対して次の疑問を提示したい。兄弟姉妹で異なる姓を持つ子供を自分ならきつといじめるであろう、ということ以外に、子供たちがかわいそうであると主張する根拠はあるのか。異なる姓は子供たちを不幸にするのか^{xliii}。もしもそうであるなら、現在多くの国で兄弟姉妹の姓が異なることを認めていることの説明がつかないであろう^{xliv}。

子供の姓に関して妥協した^{xlv}のは誤りであった。結局、法案は国会に提出出来ず、法制化は進展しなかった^{xlvi}。更に悪いことには、それ以降、夫婦別姓法制化運動の理論に一貫性

がなくなってしまった^{xlvi}。家族の中で子供たちの姓を統一するという事は、子供の姓を現行の家族制度の中にそのまま残すということである。おそらく多くの別姓夫婦の家庭において、父親の姓が子供の姓として選択されることになるだろう^{xlvi}。これが男女平等の観点から問題であることは改めて言うまでもない。一般の法制賛成者の中にも、現在の夫婦別姓法制化の案に反対する人々は多くいるであろう。そもそもなぜ今の案になったのか納得できず、今の案で法制化されるくらいなら法制化されない方がましだと考えて、法制化に賛成する気持ちを失い、法制化推進派に不信感を抱いている人々も多いのではないか。このことが法制化の妨げの一因となっているかもしれない。子供たちに異なる姓を持たせるため、事実婚を選択して夫婦別姓法制化の実現を待ち望んでいる家族がいる。彼らは、まさか、法制化が実現したら子供の姓を統一しなければならないことになるなんて、夢にも思っていなかった。2009年から2010年にかけて民主党政権下で夫婦別姓の期待が高まったとき、初めて法案の内容を知って愕然とする。自分たちの子供はどうなるのだろうか^{xlix}。実は、事情により例外を認めるという項目が入っているのだから、長年使ってきた子供たちの姓はそれぞれ使用が認められることになるのであろうが¹、そんな項目の存在は、あまり知られていない。知って一応ほっとした夫婦も、やはり納得できない。国民の多くを欺いているようで卑怯な感じがするからである。子供の姓に関してはこんな手で何とでもなるのだから、取り敢えず、無理やり夫婦別姓だけは認めさせてしまおう、という強引さに不快感さえ覚える。そんなことを言っていたらいつまでたっても法制化が実現できない、という推進派に逆に言いたい。子供の姓を妥協したから、まともな議論が出来なくなり、溝が深まり、一部の賛成派にさえ見放されて、実現の可能性を自ら遠ざけているのではないか、と。姓を個人名と考える基本に戻るべきだ。従って、子供の姓では妥協するべきではない。姓を家族名と考え、それが家族の一体感の維持や同一性を支える基盤だ、という多くの人々の理解は得るのは極めて困難であろう。それでも彼らを非難すべきではない。彼らはそのように感じるのであり、どちらが正しいという問題ではないからである。それでも矛盾のない議論を展開するために、「選択的夫婦別姓、子供たちの姓については兄弟姉妹間での異姓承認」という要求に立ち返ろう。

ここで一つ提案をしたい。婚外子差別の撤廃に向けてもなかなか進まないがⁱⁱ、夫婦別姓よりは少しは改善されてきており、そのうち嫡子との扱いが、人々の気持ちの上ではともかく、法的には等しくなるかもしれない。夫婦別姓法制化の運動をこちら、すなわち「婚外子差別撤廃運動」に組み込むのはどうだろうか。法的な結婚と事実婚の扱いが、相続などの点ⁱⁱⁱで実質的に等しくなれば、必ずしも法的な結婚にこだわらなくてもいいのではないか。夫婦別姓の目的で事実婚を選択している夫婦は現在かなりいよう。事実婚夫婦は相続など金銭的な点で不安を抱えていると思われるが、ここが解決されれば事実婚のままでもいいと思っている夫婦も多いのではないだろうか。事実婚のメリットは、子供の姓を自由に行うことである。夫婦別姓や兄弟姉妹間の異姓を認めることに強硬に反対する人々も、「夫婦別姓を事実婚の中で実現する」ことを取り敢えず目指す、ということであれば、あ

る程度納得してくれるかもしれない。というのも、多くの日本人は、結婚すれば、一つの姓で統一された家族となるのが「普通だ」、と感じ、それを脅かすものは出来れば受け入れたくないと思っているのであろう。それなら、結婚という一般の形を選択しない「普通でない」人々の行動に関しては、まあ黙認してもよからう、と思う可能性がある。夫婦別姓法制化運動に反対する人の口から、夫婦別姓のようなとんでもないことを認めていたら、やがては同性結婚まで認めることにならないとも限らず、社会は無茶苦茶になってしまう、などという発言が飛び出すことがある^{liii}。同性結婚を認めたらどうして社会が無茶苦茶になるのか理解できないが、これが彼らの正直な気持ちなのであろう。他国の例を挙げよう。フランスは個人主義の国として知られているが、同性愛に関しては、一般の法律婚として認めているわけではない。1980年代の後半にエイズが蔓延した結果、愛する伴侶を失い、何の法的保護も受けられずに住居さえ奪われ途方に暮れた同性愛者たちは、法に救いを求めた。それまで個人の自由な生き方を認めているように思われていたフランス社会で、同性婚を絶対に認めるな、という人々の声が一気に湧き上がり、社会の奥に潜んでいた差別意識が明るみに出たのであった。同性愛者の人権を無視するわけにもいかないフランス政府が考え出した策が、パックス(**le Pacs**)である^{liv}。パックスは、カップルを法的に認め保護を与える制度であるが、正式な結婚ではないので、正式な結婚を「普通の」家族にとっておきたい人々にも受け入れられたのであろう。日本ではパックスのように新しい制度をつくらなくても、事実婚における差別撤廃を求める方向で取り敢えず夫婦別姓を実現させ、夫婦別姓を法律婚の中でも実現させるのは、将来機が熟してから、という方法はどうか。

結論

これまで見てきたように、日本では様々な要因が選択的夫婦別姓法制化を阻んでいる。それらは、日本社会に根を下ろす、男女差別、男性優位主義、普通でない者を排除しようとする画一性、等と深く結びついている。伝統的な日本の家族制度を変える必要はない、という意見も多いが、夫婦同姓強制の現行民法は色々な観点から問題があり、やはり改正されるべきであろう。国連が女性差別撤廃条約に基づいて日本に勧告を繰り返す現状を鑑みると、日本も国際社会における立場上、近い将来、かつてのドイツのように夫婦別姓を認めざるを得なくなるかもしれない。しかし、理想的な形での夫婦別姓法制化の実現を願う一人として、夫婦別姓法制化運動のリーダーたちに再考を促したい。子供の姓に関して妥協した今の法案を変えないまま、法制化が実現する日を受動的に待っているよりも、姓を個人名とする基本に戻って法制案を見直し、矛盾のない議論を能動的に展開していく方がよいと考えるが、如何であろうか。

参考文献^v

-
- i 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：210頁3行）
民法750条[夫婦の氏] 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する。
- ii 今から25年ほど前の1986年（昭和61年）、私は婚約しており、結婚式の日取りも決まり、誰に招待状を送ろうかと考え始めていた。婚約者は少し保守的であったし、彼の郷里で彼の母親の近くに住むことになるのが、やや気掛かりではあった。彼の姓は三木であった。結婚したら私は自分の姓を変えて「三木真弓」にならなくてはならない。悲しかった。私は安政という自分の姓が大好きであったから。私はそれまでずっと安政であった。周囲にいるほとんどの人たちが私を「安政さん」か、またはもっと直接「安政」と呼んだ。日本では人を呼ぶとき、かなり親しい場合でも、名前よりむしろ姓を使うことが多い。きっと失った姓を恋しく思うだろう。でもどうすることも出来なかった。風習に逆らうことには思い至らなかった。「なぜ結婚すると女の人だけが姓を変えなくてはいけないのか、なぜお母さんは結婚してお父さんの姓に変わらなくてはならなかったのか」と、小学生の頃から疑問に感じていたことははっきり覚えているのだが。ある日、婚約者の三木が突然、私に名前を変えてくれと言った。彼の姉も偶然真弓という名前であり、混乱が生じるのを避けるため私に名前の変更を説得するよう母親から頼まれた、というのだ。どんな名前でもいいと三木は言う、みゆきでも、さゆりでも、とにかく真弓以外でありさえすれば、と。別に構わないだろう、法律上は勿論いつも真弓であるのだし、ただ自分たちが日常的に「通称」として例えば、みゆきと呼ぶだけだから、と。私は耳を疑った。「安政真弓」が「三木みゆき」になる！？自分の大切な姓名と共に自分自身が消滅してしまうような恐怖を覚え、身体が震えた。到底受け入れられるものではなかった。説得すれば要求を取り下げたかもしれないが、こんな要求を平気で妻となるべき人間に持ちかける相手と幸せな家庭を築くことは到底出来ないと感じ、婚約を破棄した。このことをきっかけに私は、自分の名前と姓のことに思いを巡らせるようになり、私にとって「安政」という姓は、自分がそこに生まれそこに属する家族を示す記号に過ぎないのではなく、既に掛け替えのない自分自身の一部となっていることをはっきりと意識するようになった。一年後、新たな婚約者を得たが、姓を変えなくてはならない結婚にはなかなか踏み切れなかった。私と同様、彼も自分の姓を大切に思っていることは分かっていたので、彼に姓の変更を要求するつもりはなかった。結局、姓に関して結論を出さなまま結婚式を挙げ、婚姻届を提出した。彼が戸籍筆頭者となり、私が姓の変更を余儀なくされた。それでも、結婚通知を作成し発送しようという時になって、やはり私は自分の気持ちに逆らえなかった。片岡昌司・安政真弓の連名で通知を出すことにしたのである。それが我が家における夫婦別姓の開始であった。当時の私たちは夫婦別姓という用語の存在も、夫婦別姓の法制化を求めて運動が高まりつつあることも全く知らなかったのであるが、我が家では幸い夫の理解が得られたので、結婚以来、私は、最初は通称使用という形で、途中からはペーパー離婚して事実婚という形で、自分の姓を使い続けることが出来ている。
- iii 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：2~35頁）
- iv 白石玲子『夫婦別姓を生きる』（2003年：37~46頁）
- v 高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』（1993年：50~53頁）
- vi 民法改正を考える会『よくわかる民法改正』（2010年：55~57頁）

vii 当初女性弁護士たちが運動の中核であったが、世論を調査し周囲の男性の支持を求めるなかで「東京弁護士会」を中心に結束した。結婚の際、夫婦同姓か夫婦別姓か選択できるようにしようという「選択的夫婦別姓法制化」を求める運動は、全国的に知られるようになる。法務省でも具体的な立法テーマとして取り上げ、1996年（平成8年）、非嫡出子の相続分の均等化などとともに夫婦別氏制の導入を盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案要綱案」をまとめた。この案が法制審議会総会において了承されると「平成8年民法改正要綱」として、夫婦別姓法制化に賛成していた当時の森山真弓法務大臣に答申された。この要綱が特に夫婦別姓の導入に焦点を当ててマスコミに報道されると、一時国民世論を二分する様相を呈する。しかし国会では与党の自民党を中心に反対意見が強く、結局、法務省は民法改正法案の国会提出を断念した。この要綱がまとめられた最大の要因は、国連が先頭に立って1970年代から地球的規模で始まった女性の地位向上運動である。1975年（昭和50年）が「国際婦人年」とされ、以後、数回にわたり「国連婦人の世界大会」が開かれることとなる。1979年（昭和54年）の国連総会で「女性差別撤廃条約」が採択され、日本も1985年、この条約を批准している。こうした状況を背景に1970年以降、夫婦別姓を求める運動が世界各国で起こった。訴えが起こったほとんどの国で、希望するなら自らの姓を結婚後も使い続けることは当然の権利である、と認められ、必要に応じて法律が変更された。

viii 高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』（1993年：20~22頁）、高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』（1995年：21~35頁）、民法改正を考える会『よくわかる民法改正』（2010年：1~3頁、79頁）

ix 星野澄子『夫婦別姓時代』（1987年：82~88頁）、福島瑞穂 榊原富士子 福沢恵子『楽しくやろう夫婦別姓』（1989年：192~207頁）、東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：157~184頁）、高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』（1993年：8~15頁）、久武綾子『夫婦別姓』（2003年：162~167頁）、ロランス・ド・ペルサン（齊藤笑美子訳）『パックス』（2004年）等によると、

例えば、現在、アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリア等では、誰もが好きな姓を自由に名乗るべきだ、との考えから女性は自分の姓を使い続けることが出来る。北欧、東欧諸国やオランダ等では、男女同権の観点から女性たちの訴えは認められた。韓国や中国では、誰でも生涯、生まれた時からの姓を使い続け姓の変更はしない、という伝統があり、従って女性は自分の姓を保てるわけだが、これは、個人主義や男女平等からではなく、絶対的な家父長権からきているようである。これらの国では子供は全て父親の姓を名乗るので、母親だけが家族で異なる姓を持つことになる。ただ、あまり知られていないようだが、実は中国では婚姻法11条の規定により、法的に女性は姓を選べるのである。カナダのケベック州では、1981年の新家族法によって、夫婦別姓が強制されることになった。それまでは、夫は自分の姓を保ち、妻は夫の姓に変わる権利を持つという制度であった。妻は勿論自分の姓を使えたわけだが、男女の完全な平等という観点から、政府は法律を変更したのである。個人主義が社会に広がっているフランスでは姓に関する法律は特に存在しない。以前は習慣として多くの場合夫の姓を使っていたが、現在では他の多くの事と同様、姓に関しても男女は全く同じ権利を持つと認められ、夫も妻も自由に姓が選べる。更に、フランスには1999年以来「パックス」という独自の制度があり、結婚より自由度の高いこの制度を選ぶカップルが少しずつ増えてきている。エイズの流行によって伴侶を失い、法的な保護も受けられず途方に暮れる同性愛者たちを救済する目的で考え出されたパックスでは、一般の結婚とは異なる形で、同性愛のカップルを法的に認めている。

x 日本では、世論が夫婦別姓の方に傾き法制化が実現するかに見えると、反対する人々がにわかに立ち上がって反論を展開し流れを押し戻す。2009年、民主党が政権を握った時点で、今度こそ民法は改正されるのでは、と注目された。なぜなら、民主党には夫婦別姓に賛成する議員が多く、それまで選択的夫婦別姓を議員立法として毎年のように提出してきており、マニフェストに準ずる形で夫婦別姓法制化の実現を掲げてもいたからである。ところが鳩山由紀夫首相の所信演説ではこの件は触れられていなかった。弁護士時代から夫婦別姓法制化運動の中心的存在である社民党党首、福島みずほが男女共同参画担当大臣となると、民法改正法案を10年にわたって参議院で発議し続けてきた法務大臣の千葉景子と力を合わせて法制化を実現させようと奮闘し始める。法制化に反対する人々が実現を阻もうと各地で会を結成し、激しい運動を展開し始めた。民主党内でも反対意見を主張する人々が現れるようになり、閣議決定して法案を提出するという目論見は叶わなかった。

xi 民法改正を考える会『よくわかる民法改正』（2010年：43~48頁）

xii 富田哲『夫婦別姓の法的変遷』（1998年：167~181頁、229~239頁）

xiii 民法改正を考える会『よくわかる民法改正』（2010年：80頁）

xiv 八木秀次 宮崎哲弥『夫婦別姓大論破！』（1996年）の目次から

夫婦別姓は人間を自由にしない／夫婦別姓の「怪」挙／個人主義者、世にはびこる／家族主義か個人主義か／夫婦の絆は同姓から／自分で自分の姓を選ぶ権利はあるのか／いい加減にしる「夫婦別姓」／法律学者・弁護士たちの支離滅裂／家族の名前は一体感を象徴する・・・

xv 山下悦子『フェミニズムはどこへ行ったのか』（1996年：43~48頁）

xvi 八木秀次 宮崎哲弥『夫婦別姓大論破！』（1996年 185~198頁）

xvii 民法改正を考える会『よくわかる民法改正』（2010年：10頁）

xviii 日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法』（2011年：29~31頁）

明治民法は戸主権と家督相続を柱とする家父長的家族制度を創設した。「妻は婚姻に因りて夫の家に入る」（788条）と定められ、結婚とは夫の「家」に入ることであるという原則が明示され、更に「戸主及び家族は其家の氏を称す」（746条）と規定され、氏は「家」の称号であることが明らかにされた。戸籍の中にすべての家族が登録され、女性は結婚すると嫁として夫の家の戸籍に加えられた。戸主は存命であれば、夫の祖父、祖父が亡くなっていれば父親や兄であった。その家に元々あって夫も入っている戸籍に、夫と結婚した嫁が新たに入るのである。それぞれの家の中で戸主権は絶大であった。戦後、GHQの指示により、このような家父長権と家制度は廃止されることになる。当初、日本の民法改正案では、結婚した男女は夫の姓を称する、とされていたが、GHQから民主的でないと批判されたため、結婚した男女は夫または妻の姓を称する、と改め、現在の民法750条となった。家制度の廃止に伴い、ある男女が結婚すると、新たに夫婦の戸籍を作り、子供が生まれればその都度夫婦の戸籍に加えられる、という仕組みとなった。結婚することを「籍を入れる」と言うことがあるが、従って、この言い方は正しくない。結婚を取って戸籍と結びつけて言い表すのであれば、「戸籍を作る」というのが正確であろう。

xix 日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法』（2011年：31~32頁）

xx 星野澄子『夫婦別姓時代』（1987年：101~128頁）

xxi 中村桃子『婚姻改姓・夫婦同姓のおとし穴』（1992年）

xxii 榊原富士子『女性と戸籍』（1992年：70頁6~11行）

夫婦同氏（民法750条）と戸籍筆頭者は切りはなせない問題なのだが、夫婦の氏として一方の氏を選ぶとその氏を名のっていた側が筆頭者となり、戸籍の一番右端に記載される。

そして次の名欄に入る順は自由ではなく、筆頭者の側が一番、そうでない側が二番と決められている。

これでは結婚の最初から夫婦間に序列が持ちこまれることになり、しかもほとんどの結婚は夫を筆頭者に行っているのが夫が一家の主人であるかのような感を呈してしまう。

xxiii 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：27~31頁）の中で、ある36歳の男性弁護士が告白している。

それは、悪夢のような20日間であった。結婚式までは万事うまく進行していた。家と家とではなく、個人と個人の結婚。（中略）考えていなかった事態が発生した。（中略）戸籍筆頭者をどちらにするかをめぐって協議が整わないという事態に直面したのである。（中略）彼女に「なぜ、夫の姓にしなければならないの」と問われると、何とも答えようがない。（中略）小生も法律家のはしくれである。憲法をはじめわが国のどの法律をみても、それを合理化する根拠がないことは明白であった。ジャンケンもしくはくじ引き、というのが最も論理的な帰結であるように思われた。（中略）脳裏を「ジャンケン」の恐怖がよぎった。（中略）こうなると男の方がまったくみっともない。そこはもう論理の世界ではなく、親がどういうか、周囲がどう見るか、気にするのは体面ばかり。（中略）フェミニストの化けの皮も簡単にはがれてしまった。小生のあまりの困惑に同情したのか、最後は彼女の譲歩によって、この一件は「解決」したのであるが、届出までの20日間の「悪夢」を体験するなかで、姓の変更ということが、いかに本人にとって深刻な問題であるかを、身をもって思い知らされた。（中略）男女どちらの姓にもできるから平等だ、とよく言われる。しかし、男女がどちらも自らの姓を一步んできた自分の歴史と密接不可分な存在である姓を大切にしたいと思うとき、結婚に際し必ずどちらか一方がその姓を放棄しなければならないことは、やはり合理的とは思えない。そのように主張する男性は、いざ何らかの事情で姓を変えたくない女性と結婚するに至ったときのことを考えてほしい。そのなかで、どれだけの人が、あっさりとこだわりなく、自分の姓を変えられるであろうか。そういう人の立場に立って考えて、やはり自分にとっても我慢できないことであれば、それは人にも押し付けるべきではないだろう。それが人権というものの考え方のはずである。そしてそれが人権の問題である以上、現在の社会の大勢や慣行がどうかということは、それを否定する根拠にはならない。少数者の権利を尊重する場合においてこそ人権はまさにその真価を発揮するのである。（中略）そういう少数者の自由を尊重する寛容さがあってこそ、真の民主主義社会といえるのではあるまいか。（中略）結婚後、妻は大学の非常勤講師を務める現在まで、旧姓を通称として使用してきた。しかし、大学によっては戸籍上の名前の使用しか認めない大学もあり、大変不愉快な思いをしているようである。（中略）研究実績や職歴がトータルに一人の人物のものとして把握され、評価されない不利益を被らざるをえない。そのため、そろそろ離婚でもするか、などと穏やかならざることをのたまうこともある。（中略）ただ一度、小生自身いやな思いをしたことがある。結婚当初の新居には、妻が先に入居していたため、妻の姓で新聞をとり始めていたのであるが、結婚後、どういうわけか新聞の領収書は、姓が妻で名が小生のものをくれるようになった。そのフルネームを見て、何か自分自身の胴体をまっ二つに切られたような気がしたものである。

-
- xxiv 榊原富士子『女性と戸籍』(1992年：10~23頁)
- xxv 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』(1990年：194~198頁)
- xxvi 福島瑞穂 榊原富士子 福沢恵子『楽しくやろう夫婦別姓』(1989年：175~179頁)
- xxvii 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』(1990年：233~238頁)、榊原富士子『女性と戸籍』(1992年：221~242)、高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』(1993年：198~212頁)
- xxviii 榊原富士子『女性と戸籍』(1992年：204~210)
- xxix 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』(1990年：67頁10行~68頁7行)
- 人格権とは
憲法13条は、次のように定めています。
第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
本条前段は、日本国憲法が個人主義原理、すなわち「人間社会における価値の根元が個人にあるとし、何にもまさって個人を尊重しようという原理（宮沢俊義『全訂日本国憲法』197頁）」に立っていることを宣言したものです。この「個人」という意味は、単純に個人性ないし個性というような意味ではなく、「人格」概念との結びつきにおいて理解されなくてはなりません（『注釈日本国憲法』上巻257頁）。
判例も、憲法13条の規定を「個人の尊厳と人格の尊重を宣言したものであることは勿論である（最判昭和23年3月24日、裁判所時報9号8頁）などと述べています。
- xxx 福島瑞穂 榊原富士子 福沢恵子『楽しくやろう夫婦別姓』(1989年：216頁)
- NHK日本語読み訴訟
最高裁昭63・2・16判決
氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するというべきである。（『判例時報』1266号）
- xxxi 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』(1990年：70~80頁)、日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法』(2011年：38~40頁)
- xxxii 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』(1990年：40~49頁)、高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』(1993年：76~80頁)、久武綾子『夫婦別姓』(2003年：136~137頁)、民法改正を考える会『よくわかる民法改正』(2010年：49~51頁)
- xxxiii 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』(1990年：50~64頁)、高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』(1993年：68~75頁)、久武綾子『夫婦別姓』(2003年：138~142頁)

xxxiv 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：148~149頁）、高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』（1993年：110~115頁）、白石玲子『夫婦別姓を生きる』（2003年：50~51頁）

xxxv 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：147~148頁）
1976年の民法一部改正により、復氏強制から婚氏統称承認へ（民法767条2項、戸籍法77条の2）。

xxxvi 民法改正を考える会『よくわかる民法改正』（2010年：62~64頁）、日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法』（2011年：42~43頁）

xxxvii 朝日新聞『声』欄への投稿記事(大阪版) 2010年(平成22年)3月24日付
個人尊重して「別姓」推進を

主婦 上田きみよ（京都市左京区 59）

結婚しても夫婦どちらも改姓しなくてすむ「選択的夫婦別姓」法案が、日本の文化、伝統、家族のきずなを壊すとされ、国会審議が進まない。

民法第750条では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とあるが、改姓は98%が女性という数字もある。固有の慣習を守るため、女性にばかりしわ寄せが来るのは納得できない。これは過去の家制度に根ざすもので、女性差別のあしき歴史ではないか。

昨今の女性の社会進出や民主主義国家として個人が尊重されるはずなのに、現在の民法はそぐわない面が浮上している。男性は2%しか改姓していない現状では、社会通念上も法案を推進すべきときが来ていると思う。

この「別姓」は希望者のみで強制ではない。姓に関する思いは人それぞれで、結婚したいが改姓したくないと思う人たちの結婚がスムーズに運ばれるよう、今国会で法案を成立させていただきたい。

xxxviii 日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法』（2011年：36頁10~17行）

xxxix 民法改正を考える会『よくわかる民法改正』（2010年：12頁、72~77頁）、日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法』（2011年：35~36頁）

xl 高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』（1995年：19頁4~9行）

A案＝夫婦同姓が原則で、旧姓も名乗ることができるものとし、別姓の場合の子どもの姓は、結婚するときにあらかじめ決めておくものとする。

B案＝夫婦別姓が原則で、夫婦が合意すれば同姓でも名乗れるものとし、別姓の場合の子どもの姓は出生時に夫婦が協議して決めるものとする。

C案＝夫婦は同姓、ただし、結婚するときに届け出れば、旧姓を自分の呼称とすることができる。子どもの姓は、夫婦の姓になる。

xli 福島瑞穂 榊原富士子 福沢恵子『楽しくやろう夫婦別姓』（1989年：169頁1~2行）

姓を個人の呼称と考えるのだから、その子供ごとに姓を考えるのが論理的であるし、子どもたちの姓を統一する必要はない。

東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：214~223頁）、高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』（1993年：191~197頁）、高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待』（1995年：18~21頁、205~214頁）

xlii 反対意見の一つとして、「別姓夫婦のどちらかの姓を子供に選んでやれるとすると、子供にしてみれば、選ばれなかった姓の方が好ましかった、ということになるかもしれないではないか」、というものがあつた。それに対して、15歳、18歳、20歳などの中から決めて、子供自身に姓を選び直させればいいのではないかと、言う案が考えられたりしていたようだが、そもそも、こんな反対意見はおかしいのである。「子供たちの統一姓として父親の姓が選ばれたとして、彼らにとって、母親の姓の方が好ましかった、ということになるかもしれないではないか」、と反論すればよい。それに、選びなおせるとしても、余程の理由がない限り、子供は、慣れ親しんできた自分の姓を変えようとはしないだろう。父親の姓でも、母親の姓でも構わないのである。最初に生まれた子の姓は決めておき、二人目以降は交代に付けていく、というのでもいいだろうし、男の子には父親の姓、女の子には母親の姓を付ける、あるいは、その逆でもいいし、夫婦で自由に考えればいいのだ。ところで、関西地方には、「女紋」という習慣がある。女の子が結婚すると、家紋を母親から受け継ぐのである。家紋は夫と共有しない。私の留袖には母の家紋である揚羽蝶が入っている。夫婦別姓を主張しながら、家、家、と言っていると思われるかもしれないが、そういうつもりは全くなく、私は父からは姓を受け継いだので、母からも受け継ぐものがあつて嬉しかった、要するに、子供は、どちらの親とでも、何か共有するものが有れば嬉しいものだろう、と言いたいのである。

ここで、夫婦の姓に関する別の二つの意見にも反論しておきたい。まず、「夫婦別姓を主張する人々は、家制度に反対しながら、伝統的な日本の家制度に基づく父親の姓を受け継ぎながら、その姓を保ちたいというのは矛盾ではないのか」、という意見があるが、たまたま父親から受け継いだだけであつて、母親から受け継いだのであつたなら、またその姓が気に入っていたであろう。初めから自分のものである個人名としての姓を保ちたい、というのは、家制度とは全く関係なく、何ら矛盾するものではない。また、「夫婦別姓ではなく、混合姓にするのはどうか」、という意見がある。古くは男女平等の観点から福沢諭吉が唱えていた案で、例えば、山内さんと木村さんが結婚したら、夫婦の姓として、山木、山村、内木、内村、木山、木内、村山、村内の中から選択するのである。この案は、男女平等という点からは確かに優れているが、大好きな自分の姓が変わってしまうという点で、夫婦別姓に勝るものではない。ただ、面白い案であるので、一考に値すると思う。

xliii 我が家では、7年前の2004年1月にペーパー離婚した。自分の姓でパスポートを取るためである。1988年5月の結婚以来15年8か月、我が家では私が通称使用という形で夫婦別姓を続けてきていた。子供たちの姓が異なる事情は次の通りである。長男と次男が通った3年保育の幼稚園は、園と親が一体となって子供たちを育てていくという方針を持っており、親が毎日子供の送り迎えをし、毎週のように様々な行事に参加する中で、親と教師との信頼関係が確立していた。私の夫婦別姓についても、長男が通う3年間のうちに完全に理解してもらえるようになり、長男と入れ替わりで次男が入園するにあたって、ある教師から次のように尋ねられた。「安政さん、玲ちゃんの入園、楽しみだね。ところで、玲ちゃん、名前どうするの？悠一郎君と同じように、片岡玲二郎でいく？それとも、貴女の姓で、安政玲二郎にするの？名簿作成の都合があるから早く返事してね。」驚いた。実は次男の姓に関してはそれまで全く考えていなかったのである。教師の言葉によって、そういう選択もあるのだと知り、大好きな自分の姓を次男が名乗ってくれたら本当に嬉しいだろうな、と気づいた。夫も認めてくれたので、3歳児での入園を機に、次男も私の姓を通称使用することになった。その教師には今でも非常に感謝している。私の場合、色んな偶然の出会いがあり、その時々で自分の気持ちに正直でいたら結果として自然にこうなつた、という夫婦別姓であり、息子たちの兄弟別姓である。さて、ペーパー離婚した私は自分が戸籍筆頭者である自分の戸籍を作つた。いったん公式に離婚してしまうと、このままにしておけば、これからは色んな場所でいちいち「通称使用の夫婦別姓」だと説明しなくても

済むし、パスポートや運転免許証をはじめ公の書類が全て私の姓で記載されるのでやはり気分がいいな、と感じ、再び婚姻届を出そうという気持ちが持てなくなってしまった。次男も夫の戸籍から私の戸籍に移した。ただ、法律婚と事実婚では相続など金銭的な部分で違いがあるので、実はかなり不安を感じながら生活している。

ところで、兄弟間で姓が異なることで我が家の子供たちは不幸なのだろうか？6歳か7歳の頃、次男が言った。「田中くんね、おにいちゃんも田中くんなんだって！おもしろいね。ぼくの家では、ぼくは安政で悠ちゃんは片岡なのに。いろいろなんだね。」次男はさっぱりした性格で、友達も多い。長男は物静かで、神経質なところがあり、友達は多くない。高校一年生の時、仲の良かったクラスメイトが不登校になったことをきっかけに、学校に行けなくなり、半ばひきこもりのようになってしまった。彼がこうなったのは私が夫婦別姓という特殊な生き方をしているせいだろうか、弟と姓が違うことでも悩んでいるのだろうか、と、とても心配になり、ある日尋ねてみた。彼は言った、「お母さんはおかしいことを訊くね！僕は初めからずっと片岡だったから片岡が気に入ってるよ。玲もずっと安政だから安政が気に入ってると思うよ。お母さんたちのことも変わってるなどは思ってたけど、いやだったことはないよ。」彼が毎日鬱々としているので、高校を辞めさせた方がいいのかな、とも考え始めた頃、彼を気分転換に外国に連れて行ってやろうと思いついた。それで、有効期限が切れていたパスポートを自分の姓で申請するためにペーパー離婚したというわけである。息子は幸いにもひきこもりから脱することが出来たので、一緒に海外に行くことは無かったのだが。

白石玲子『夫婦別姓を生きる』（2003年：60~61頁）

xliv 東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：184~187頁）、富田哲『夫婦別姓の法的変遷』（1998年：239~249頁）

例えば、フランスでは、兄弟姉妹の間で姓が異なることは特に禁じられていない。ただし、母の姓を父の姓に加えて名付けることは可能だが、母の姓だけを与えることは許されていない。デンマークでは、人名法1条2項の規定により、夫婦別姓を選択した夫婦はそれぞれの子供に父の姓でも母の姓でも自由に与えることが出来る。カナダのケベック州では、民法56条1項により、父の姓、母の姓、混合性のうちから、それぞれの子供に選んで付けることになっている。なお、夫婦別姓を選択した夫婦は、と断らなかったのは、先の注で触れたように、ケベック州では以前は選択的夫婦別姓であったのだが、1981年の新家族法によって夫婦別姓が義務付けられたからである。ドイツでは、1993年の民法改正の際に子どもの姓に関してかなり議論がなされたが、結局、同一家族内での子供たちの姓は父の姓か母の姓に統一することに定められた。

xlv 日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法』（2011年：53~69頁）に、

平成8年の民法改正要綱は、いかなる背景の下に生まれ、法制審議会における審議の経過はどのようなものであったのか。当時法務省民事局参事官の職にあり、同審議会の幹事として審議の事務スタッフを勤めていた弁護士の小池信行によって、その妥協に至る経緯が詳細に述べられている。

xlvi 日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法』（2011年：52頁19行~53頁2行）

なお、法務省がこの改正要綱に基づく民法改正法案を国会に提出できなかったことは前記のとおりであるが、これは、具体的には次のような事情による。すなわち、各省庁がその主管する法律を制定・改廃する場合には、法律上の手続としては、所要の法律案を作成して閣議決定を経、国会に提出するという手順を踏むことになる。しかるに、平成8年当時においては、各省庁は、所要の法案を閣議に提出する前に、与党の審査を経てその承認

を得なければならないことが一種の政治習慣とされていた。(中略) 同党内の異論が強く、その承認を得ることができなかった。このため、法務省は、法案の閣議提出にも至らなかったのである。

xlvi 鎌田明彦『夫婦創姓論』(2007年:110頁8~12行)

したがって、夫婦同姓・別姓論争は姓を家族名称と考えるかそれとも個人名称と考えるかということに尽きる。

夫婦別姓論者が姓をこの際家族名称から個人名称に切り替えましょうと主張するなら、それはそれで傾聴に値する主張である。姓を個人名称に切り替えることの利害得失を論じ合い、健全で前向きな論争が展開されることだろう。

鎌田明彦『夫婦創姓論』(2007年:113~114頁)

夫婦別姓論というのは、今までは家族名称として使われてきた姓を今後は個人名称に切り替えようとする主張である。もしも、姓を個人名称に切り替えるならば論理的必然の結果として親子も別姓になる筈である。ところが、夫婦別姓論者の中で親子別姓を唱えている人は誰もいない。(中略) そもそも彼らはそのことについて何の問題意識も持っていないのだ。彼らは頭の右半分では姓は個人名称であるという思考をしながら、頭の左半分では依然として姓は家族名称であることを前提とした思考をしているのである。論理的に全く矛盾しているのにそのことに気づいていない。

xlvi 鎌田明彦『夫婦創姓論』(2007年:132頁、144頁)

xlix 朝日新聞『声』欄への投稿記事(大阪版) 2010年(平成22年)3月21日付

民法改正 子の姓統一に反対

塾講師 安政真弓(兵庫県姫路市 48)

結婚後も夫婦がそれぞれの姓を名乗り続けることができる「選択的夫婦別姓制度」。その導入を目指す民法改正案は今国会の焦点の一つだが、子供の姓は夫か妻のどちらかに統一する、というこの改正案に私は反対だ。

私は「安政」という姓がとても好きだ。結婚した時に戸籍上は夫の姓「片岡」になったが、日常生活では「安政」を通称使用してきた。長男は夫の姓を、次男は通称として私の姓を名乗ってきた。私は息子の一人には「安政」を受け継がせたかったのだ。

次男の通称は学校や病院など多くで受け入れてもらったが、経緯を説明するのはいつも大変だった。夫婦別姓制度は実現しないし、ついに数年前、私たち夫婦は「ペーパー離婚」し、新しく作った私の戸籍に次男を移した。

ずっと4人暮らしで生活に変化はない。夫婦別姓が法制化されれば、すぐにまた婚姻届を出すつもりだ。ただ改正案通りに成立すれば、長男と次男の姓が異なる我が家はどうしたらいいのだろう。

子の姓は、出生届を出す時に父母どちらの姓でも選べるようにするのが最善と私は考える。

白石玲子『夫婦別姓を生きる』(2003年:54~60頁)

1 日本弁護士連合会『今こそ変えよう!家族法』(2011年:63頁28行~64頁18行)

ii 民法改正を考える会『よくわかる民法改正』(2010年:31~42頁)、日本弁護士連合会『今こそ変えよう!家族法』(2011年:1~25頁)

lii 福島瑞穂 榊原富士子 福沢恵子『楽しくやろう夫婦別姓』（1989年：92~95頁）、東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『夫婦別姓』（1990年：38~39頁）

liii 八木秀次 宮崎哲弥『夫婦別姓大論破！』（1996年）

liv ロランス・ド・ペルサン（齊藤笑美子訳）『パックス』（2004年：144~169頁）

lv 参考文献

星野澄子『夫婦別姓時代 氏名とわたしの自然な関係』（青木書店、1987年）

福島瑞穂 榊原富士子 福沢恵子『楽しくやろう夫婦別姓』（明石書店、1989年）

東京弁護士会／女性の権利に関する委員会『これからの選択 夫婦別姓 〈個と姓の尊重〉女と男の自由な関係』（日本評論社、1990年）

榊原富士子『女性と戸籍 夫婦別姓時代に向けて』（明石書店、1992年）

中村桃子『婚姻改姓・夫婦同姓のおとし穴』（勁草書房、1992年）

高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待 個と家族の關係に新しい風を』（有斐閣、1993年）

高橋菊江 折井美耶子 二宮周平『夫婦別姓への招待 いま、民法改正を目前に』（有斐閣、1995年）

八木秀次 宮崎哲弥『夫婦別姓大論破！』（洋泉社、1996年）

山下悦子『フェミニズムはどこへ行ったのか 「主婦」解体論から夫婦別姓まで』（大和書房、1996年）

富田哲『夫婦別姓の法的変遷 ドイツにおける立法化』（八朔社、1998年）

瀬地山角『お笑いジェンダー論』（勁草書房、2001年）

白石玲子『夫婦別姓を生きる ジェンダーで読みとく家族の法』（フォーラム・A、2003年）

久武綾子『夫婦別姓 その歴史と背景』（世界思想社、2003年）

ロランス・ド・ペルサン（齊藤笑美子訳）『パックス 新しいパートナーシップの形』（緑風出版、2004年）

鎌田明彦『夫婦創姓論 選択制夫婦別姓論に代わるもう一つの提案』（マイブック社、2007年）

民法改正を考える会『よくわかる民法改正 選択的夫婦別姓&婚外子差別撤廃を求めて』（朝陽会、2010年）

日本弁護士連合会『今こそ変えよう！家族法 婚外子差別・選択的夫婦別姓を考える』（日本加除出版、2011年）